○○町内会　防犯カメラの設置・運用要領（参考案）

１　趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、○○町内会が△△△△に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置・運用を図ることとする。

２　設置目的

防犯カメラは、△△△△付近における犯罪の防止を目的として設置することとする。

３　設置概要等

1. 設置の場所及び設置台数

別紙「配置図」のとおり、△△△△（詳細に書く）に１台の防犯カメラを設置する。

1. 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見えやすい場所に、防犯カメラを設置していることを記載した表示板を掲示するとともに、表示板には、設置団体名と豊川市を明示するものとする。

1. 設置の許可

防犯カメラに当たっては、設置場所を管理する者の許可を得ること。

1. 設置及び利用の制限

防犯カメラ等の設置及び利用に当たって、犯罪の防止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置箇所及び撮影範囲を必要最小限に定めるものとし、みだりに特定の個人又は物を遠隔操作等で継続して追跡的撮影は行わないものとする。

４　管理体制

　（１）防犯カメラの適切な管理を図るため、管理責任者・操作取扱者を置くものとする。

（２）管理責任者には、町内会長をもって充てる。

（３）管理責任者の責務は、次のとおりとする。

ア　防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えい、又は不正使用の防止のために必要な措置に関すること。

イ　防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせに関すること。

ウ　その他防犯カメラの画像の適正な取扱いに関すること。

　（４）防犯カメラ、モニター又は記録装置の機器の操作や画像の視聴を行う操作取扱者は、管理責任者が指定する者をもって充てることとし、管理責任者及び操作取扱者以外の者は、機器の操作や画像の視聴を行ってはならない。

　　　　ただし、機器のメンテナンス者は、管理者が許可した場合に限り操作できるものとする。

５　画像の管理

（１）保管場所

　　　録画装置は機器内部のＳＤカードのみとし、管理責任者が適正に管理するこことする。

　　　また、警察等からの法的要請や機器の保守によるやむを得ない理由で録画を取り出した場合、管理責任者が施錠を行うことができる場所において、適正に管理するものとする。

　　　なお、画像を消去にあたっては管理責任者又は操作取扱者の確認の下、再読み込み出来ないよう完全に消去するものとする。

（２）立ち入り制限

　　　保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。

（３）保存期間

　　　保存期間は、　　日間（最大１カ月以内の必要最小限度の期間）とする。

（４）画像の不必要な複製等の禁止

　　　記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

（５）画像の消去

　　保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

記録媒体を消去するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

６　画像の利用及び提供の制限

（１）防犯カメラの画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア　法令に基づく手続により照会等を受けた場合

イ　個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合

　　　ウ　捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

　　　エ　本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

　（２）閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明等の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

　７　苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

８　その他

（１）防犯カメラの画像の取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適正に取り扱うこととする。

（２）この要領に定めるもののほか、防犯カメラの運用に必要な事項は、設置者がこれを定める。

（３）この要領は、令和　　年　　月　　日から実施する。